

「ゾーン30」の概要

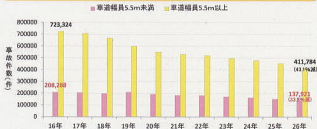
警察庁交通問

1 「ゾーン30」とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

2 生活道路対策の必要性

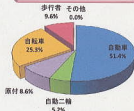
車道幅員5.5メートル以上の道路における交通事故件数は10年前と比較して43.1%減少しているのに対し、生活道路と考えられる車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故件数は33.8%の減少にとどまっています。



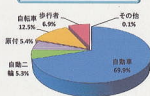
車道幅員で見た交通事故の発生状況

幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗用の死傷者の割合が高くなっています。

車道幅員5.5メートル未満の道路



車道幅員5.5メートル以上の道路



道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の構成率(平成26年中)

3 「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

- ゾーン内における走行速度の抑制
- 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

ゾーン入口の対策

種別・表示の設置により、ドライバーに対し、ゾーンの入口を明示



ゾーン内の対策

最高速度30キロメートル毎時の区域規制の実施、防犯灯の設置・拡幅と中央線復活、物理的デバイス（ハンブ等）の設置等による速度抑制や、通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除

最高速度規制の実施



大型車の通行規制等の実施



ハンブ等の設置



ゾーン周辺の対策

ゾーン周辺道路における交通流の円滑化により、ゾーン内への通過交通の流入を抑制・排除

路側帯の設置・拡幅と中央線の復活



信号制御の見直し



右折専用線の設置



<凡 例>

- 対策名 公安委員会の対策
- 対策名 道路管理者の対策
- 対策名 公安委員会又は道路管理者の対策

4 「ゾーン30」Q&A

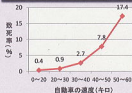
Q1 「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

A1 速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に最高速度30キロメートル毎時の速度規制が適用されることとなります。

Q2 なぜ30キロ規制なのですか？

A2 右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することとしたものです。

自動車の速度と歩行者の致死率



注1 平成17年から21年中に横断歩道と交差する道路の標識で発生した人対車両事故の分析による。
注2 致死率とは、死者数に対する死者数の割合をいう。

Q3 「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか？

A3 交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や、地域の皆さんからの御要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などが考えられます。

なお、「ゾーン30」は、幹線道路等に囲まれている、生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

Q4 「ゾーン30」の整備と通学路の安全対策はどのような関係にありますか？

A4 生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、「ゾーン30」を整備することは通学路の安全対策上も有効であると考えられます。

Q5 「ゾーン30」はどれくらい整備されるのですか？

A5 「ゾーン30」は、新たな生活道路対策として平成23年9月から取組を開始し、平成25年度末までに全国で1,111か所を整備しました。平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としています。

5 「ゾーン30」における整備事例

対策実施前



対策実施後



中央線の抹消



ゾーン入口の明示



車道幅員の縮小

ゾーン30写真

宮津署 標識・路面表示・イメージハンプ・啓発看板



宮津署 イメージハンプ・路側帯



宮津署 新設一時停止、交差点部のカラー舗装化、啓発看板



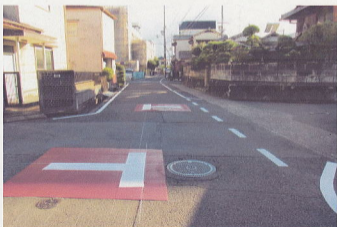
宮津署 新設一時停止、交差点部のカラー舗装化、啓発看板



木津署 標識・路面標示



八幡署 交差点マーク



木津署　ゾーン入り口　啓発旗



中京署　標識・路側帯内カラー化



生活道路環境整備

～新町通（北大路通から玄以通まで）～

新町通は東西に歩道が設置された、車道幅員6メートル（片側3メートル）の道路で、最高速度30キロメートルと大型通行禁止の交通規制が行われています。

今回、新町通の道路環境を整備するため

- 中央線消除

センターラインを消して、車道幅員を4メートルにし、車両速度の抑制を図ります。

- サイクルベルトの設置

自転車の通行空間を確保するため、車道の左端に幅員1メートルの外側線（白実線）を設置します。自転車の通行部分の明示も順次整備していきます。

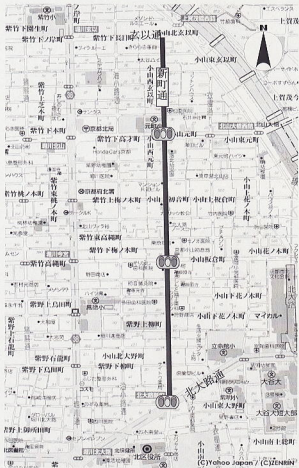
※ 歩行者及び自転車利用者の安全を図り、交通事故防止対策を推進するための整備です。皆様の、ご理解とご協力をお願いいたします。



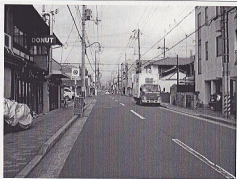
整備後のイメージ図

● 整備予定：平成27年3月末までに整備

京都府北警京署（075-493-0110）・京都市北部土木事務所（075-492-3111）



新町通の状況写真1



【対策実施前】



【対策実施後】

新町通の状況写真2



【対策実施後】自転車の通行状況



【対策実施後】バイク及び自動車の通行状況

紫野小学校地区【3案】

